

京都市教育委員会教育長訓令甲第7号

教育機関

京都市総合教育センター事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

第1条中「，カリキュラム開発支援センター及び係」を「及びカリキュラム開発支援センター」に改める。

第2条中「，カリキュラム開発支援センター及び係」を「及びカリキュラム開発支援センター」に改め，同条指導室の款カリキュラム開発支援センターの項第3号を削り，同項第4号を同項第3号とし，同款東山区南部小中一貫校開設準備室の項を削り，同款教員養成支援室の項の次に次の2項を加える。

東山泉小中学校開設準備室

- (1) 東山泉小学校及び東山泉中学校の開設に係る企画及び立案に関すること。
- (2) 東山泉小学校及び東山泉中学校の開設に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 東山泉小学校及び東山泉中学校の開設に係る学校及び関係機関との連絡調整に関すること。

学校統合推進室

- (1) 小規模校における教育上の諸問題を解決するため，学校統合についての企画及び立案に関すること。
- (2) 小規模校における教育上の諸問題を解決するため，学校統合についての調査及び研究に関すること。
- (3) 小規模校における教育上の諸問題を解決するため，学校統合についての学校及び関係機関との連絡調整等に関すること。

第2条学校統合推進室の款を削る。

附 則

この訓令は，平成24年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)